

駅前施設に係る使用許可申請について

イベント、占用等で市の管理する駅前施設を使用するには市の許可が必要です。

使用したい場合、原則使用の1か月前までに、次のとおり申請してください。審査後、許可書を交付します。

【提出書類】

- ・使用許可申請書（場所ごと様式が異なります。）
- ・使用許可申請範囲図（使用の場所に色付してください。）
- ・イベント、占用内容等がわかる資料
- ・使用料免除申請書（占用するもので条例に基づき、免除できる場合に提出。）

【対象場所】

- ・御殿場駅富士山口広場
- ・御殿場駅箱根乙女口広場
- ・東西自由通路
- ・マイロード地下通路
- ・ポッポ広場

【使用料】

- ・イベント等占用しない場合、無料。
- ・占用する場合、条例で規定された使用料を徴します。詳しくはお問い合わせください。

【留意事項】

- ・原則物品販売、募金その他これらに類する行為はできません。
- ・原則貼り紙若しくは広告札を掲げ、宣伝することはできません。
- ・駅利用者の妨げになるような行為はできません。
- ・使用についてJRと協議し、許可の判断をするため、申請後から許可書の交付までに数日～数週間要します。

【申請先】

御殿場市役所 2 階 都市整備課

電話 0550-82-4227

住所 〒412-8601 静岡県御殿場市萩原 483

e-mail toshiseibi@city.gotemba.lg.jp